

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱

高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱

第 1 条～第 12 条 省略

第 1 条～第 12 条 省略

(県内発注)

(新設)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

附則

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

附則

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 5 月 13 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業区分	補助事業者	種別	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
チェコ ソフトボール チーム交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 118,800円	定額	2,288千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 13,400円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 51,050円	定額	
オーストラリア ソフトボール・ クイーンズランド 交流事業		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 105,600円	定額	
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 13,400円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 51,050円	定額	

【補助金額について】

「補助対象経費の実支出額」と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、補助限度額を補助金額の上限とする。

別表第2 省略

別表第1（第3条関係）

補助事業区分	補助事業者	種別	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額		
チェコ ソフトボール チーム交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	訪問	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり 285,820円 (往復)	2分の1 以内	1,881千円		
			交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 118,800円	定額			
		受入	宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 13,400円	2分の1 以内	2,131千円		
			会場等使用料	1日当たり 42,520円	定額			
			オーストラリア ソフトボール・ クイーンズランド 交流事業	受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。		1日1台当たり 105,800円	定額
					宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。		1人1泊当たり 13,400円	2分の1 以内
会場等使用料	1日当たり 42,520円	定額						
海外チーム交流事業	県内の各競技 団体	訪問	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり 72,400円 (往復)	2分の1 以内	300千円		

【補助金額について】

「補助対象経費の実支出額」と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、補助限度額を補助金額の上限とする。

別表第2 省略